

令和7年8月

柔道整復施術事業所

はり・きゅう・あん摩施術事業所 各位

狛江市子ども家庭部子ども若者政策課

狛江市 乳幼児[㊦]、義務教育就学児[㊧]、高校生等[㊨]医療費助成事業

に係る医療証の負担者番号及び一部負担金の変更（廃止）について

日頃より、狛江市政ならびに医療助成事業にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、下記のとおり医療証の負担者番号の変更と通院時の一部負担金の廃止を予定しておりますので、ご対応のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 使用を終了・変更する負担者番号一覧
裏面のとおり

2 通院時の一部負担金（200 円）を廃止する医療費助成

・義務教育就学児[㊧] 及び高校生等[㊨] 医療費助成

※現在の乳幼児医療費助成と同様に通院時の一部自己負担 200 円が廃止になります。

裏面のとおり

3 使用終了・変更時期
令和7年10月診療分から

〈問合せ先〉

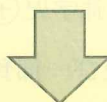
狛江市子ども家庭部子ども若者政策課
助成支援係 医療費助成担当
電話 03-3430-1111 内線 2301、2313

（裏面へ）

1 負担者番号の終了・変更

【令和7年9月30日診療分まで】

制 度		法別番号		都道府県 番号		実施機関番号			検証 番号
乳幼児医療費助成	通院負担「無」	8	8	1	3	8	4	2	5
		8	8	1	3	2	4	2	8
義務教育就学児医療費助成	通院負担「有」	8	8	1	3	1	4	2	0
		8	8	1	3	4	4	2	4
高校生等医療費助成	通院負担「有」	8	9	1	3	1	4	2	9



【令和7年10月1日診療分以降】

- (1) 乳幼児医療費助成の負担者番号が1本化されます。
- (2) 義務教育就学児医療費助成の負担者番号が1本化され、番号が変更になります。
- (3) 高校生等医療費助成における負担者番号が変更になります。

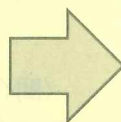
制 度		法別番号		都道府県 番号		実施機関番号			検証 番号
乳幼児医療費助成	通院負担「無」	8	8	1	3	8	4	2	5
義務教育就学児医療費助成	通院負担「無」	<u>8</u>	<u>8</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>7</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	<u>7</u>
高校生等医療費助成	通院負担「無」	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>7</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	<u>6</u>

2 通院時の一部負担金の廃止

- (1) 令和7年10月1日診療分より、マル子とマル青の通院時の一部自己負担金（200円）が廃止されるため、通院負担に関する記載が無くなります。
- (2) 令和7年10月1日より、淡い緑色から淡いオレンジ色へ変更になります。

【R7.9.30まで】 淡い緑色

㊦ 医 療 証		通院負担 金(200円)	
負担者番号			
受給者番号			
児 氏 名			
誕生年月日	年 月 日生		
住 所 〒			
保 護 者 氏 名			
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
交付年月日	年 月 日		



【R7.10.1以降】 淡いオレンジ色

㊦ 医 療 証	
負担者番号	
受給者番号	
児 氏 名	
誕生年月日	年 月 日生
住 所 〒	
保 護 者 氏 名	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
交付年月日	年 月 日

通院負担が
無くなります

※㊦、㊦の医療証も同様です。